

令和7年度 堺市要保護児童対策地域協議会 代表者会議

日 時：令和7年11月6日（木）

10：00～

場 所：総合福祉会館5階

大研修室

■開会の挨拶

○井上子ども青少年局長 皆さん、おはようございます。子ども青少年局長の井上でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和7年度堺市要保護児童対策地域協議会代表者会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は、本市児童福祉行政をはじめ市政の各般にわたりまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、11月は児童虐待防止推進月間でございます。11月12日から25日までは、女性に対する暴力をなくす運動期間であることから、先ほどチラシでもご紹介させていただいておりますように、オレンジ&パープルリボンキャンペーンとして、毎年11月を中心に啓発を行っております。児童虐待や女性に対する暴力を許さない社会の実現をめざしております。

後ほど会議の中でもご報告があらうかと思っておりますけれども、児童虐待の通告件数は、依然高い水準で推移している状況でございます。本市は、本協議会のネットワークを最大限に生かし、児童虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けたこどもの保護や家庭を含めた支援に全力で取り組んでいきたいと考えております。

本日、皆様にはそれぞれの立場から、忌憚のないご意見をいただき、引き続き児童虐待の防止にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（子ども家庭課 立道） ありがとうございました。

それでは、続きまして、委員の皆様方の紹介についてなのですが、時間の関係上、誠に申し訳ございません。お配りしている名簿のほうをご確認いただければと思います。また、欠席、

代理出席の方についても、同様に名簿をご確認いただければと思います。なお、お配りしている名簿で修正がございまして、13番の堺市教育委員会事務局学校教育部の代理出席のところ、生徒指導課長、江川課長と名簿では記載しておりますけども、中森主任指導主事が今日は出席いただいております。それから、21番の大阪府警察本部のところ、代理出席で荒川様が代理出席のご予定でしたけども、こちら、山田様が出席という形でいただいております。この2点が名簿の修正でございます。

また、各区の代表者会議の事務局であります区の子育て支援課からも各1名ずつが、事務局の並びのところに参加させていただいております。

それでは、本会議の会長は堺市要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条の規定によりまして、子ども青少年局長が務めることとなっております。では、井上会長、会議の進行をよろしく願いいたします。

○井上会長 改めまして、本会議の会長を務めます井上でございます。よろしく願いいたします。着座にて進行させていただきます。

それでは、お手元の次第に沿って進行いたします。

まず、次第の案件1から3まで一括して説明していただき、その後、ご意見を頂戴したいと思っております。

まず、案件1の令和6年度堺市における児童虐待に関する状況について事務局に説明を求めます。

○事務局（子ども家庭課 山本） 子ども家庭課の山本といたします。よろしく願いいたします。着座にてご報告させていただきます。

資料1、令和6年度堺市における児童虐待に関する状況ということで、統計のほうをご報告させていただきます。

まず、表面です。児童虐待通告受理件数についてですが、（1）、表の一番右になります、令和6年度に子ども相談所が受けた虐待通告件数が1,243件で、延べ2,295人のお子さんの通告を受理したこととなっております。一方、全7区の子育て支援課ですが、受けた虐待通告件数が933件で、延べ1,849人のお子さんの通告を受理しております。堺市全体では、合計で年間2,176件、延べ4,144人についての通告があったということになります。

次に、（2）の対応別の内訳についてです。表の下側、6年度の全市合計が4,144人中、

多い順に言いますと、在宅指導が2,396人と全体の約57.8%、半数を超える数字になっています。調査指導により終結ということで、877人で全体の約21.2%、虐待なしが595人で全体の約14.4%となっています。虐待なしについては文字どおり、調査と安全確認を実施して虐待がなかったケースとなります。調査指導により終結というものですが、調査と安全確認を実施して、疑い、軽度の虐待は認められましたが、子ども相談所が継続して見守る必要はないと判断したケースとなっております。実際、継続的に見守りが必要と判断したケースは、在宅指導の児童57.8%の2,396人と、一時保護が必要となったケースの128人で、一時保護は全体の約3.1%なのです。通告があった児童のうちの60.9%が見守りの対象となっていると言えます。表中のその他の内容なのですが、通告を受理した後すぐに他市町村へ転居するなどしたケースで、ケース移管したケース、あと女性相談員につないだケースなどがあります。

次に、(3)の経路別の内訳です。子ども相談所と子育て支援課と分けて記載しております。まず、子ども相談所ですが、ほとんどの通告が警察からとなっておりますかと思いますが、これは、警察からの通告先は原則子ども相談所というふうになっていることが起因しております。次に、子育て支援課ですが、子育て支援課については、児童福祉施設、保育所とか認定こども園、あと学校、児童の所属する各関係機関からの通告が多いことが分かるかと思いますが、こちらのほうのその他についてですが、匿名で通告されたものとか、障害者基幹相談支援センター、児童のデイサービスなどの事業所がそちらに当たります。

(4)は区域別の内訳となりますので、ご覧いただければと思います。

では、続いて裏面に行きます。裏面ですが、こちらのほう、虐待ケースとして見守っているこどもの実人数ですね。(1)のほうが対象児童の推移となります。令和6年度に堺市全体で児童虐待ケースとして見守っている対象児童数は、3,251人となっています。この表には令和2年から6年度までの統計を記載しておりますが、児童人口の減少が言われている中で、見守っている児童の数を記載しただけでは、実際に虐待が増えているのか減っているのか分かりにくいということで、こちらの会議でご意見をいただきまして、児童人口に占める見守り児童の割合も追記しております。割合のほうを追記させてもらって、やっぱりちょっと上昇傾向にあるかなということが見えてくるかと思いますが。

続いてですが、(2)虐待種別内訳をご覧ください。前年度から引き続き見守っている継続ケースと、この年度に新たに受け付けた新規ケースで分けて記載しております。合計数につい

ては、昨年度と同様にネグレクトが最も多くなっておりまして、続いて、心理的虐待となっております。令和6年度の新規ケースだけを見ますと、心理的虐待の件数が441人、ネグレクトが278人よりも多くなっています。これは、こどものいる家庭でのDVが児童への心的虐待に当たるとして、通告されるようになったことが大きな要因となっております。一方、継続ケースの中ではネグレクトが878人と最も多くなっております。

続いて、年齢別の内訳、(3)です。こちらもおおむね例年同じ傾向で、乳幼児期の見守り人数が多くなっています。また、こちらの表に関しては、今年度より年齢不詳という項目を増やしておりまして、令和5年度にある1に関しては、胎児の年齢がどう考えるかということがあったので、昨年度この項目がなくて枠外にちょっと記載させてもらっていたのですが、今年度はこちらのほうに1ということで書かせていただいております。

次に、(4)虐待者別の内訳です。こちらも例年同様、実母が1,958件で60.2%と最も多く、次いで、実父、実父以外の父親というふうな順になっております。

(5)は区域別の内訳となっております。

最後に、3の児童虐待相談対応件数といいますが、こちらは子ども相談所、子育て支援課が受け付けた虐待相談に対して行った助言指導、継続指導等の対応件数となります。例年、報道提供等で発表される数字です。堺市でいいますと、堺市子ども相談所の数字となりまして、こちらの表の2,473件という数字がそれに当たります。

以上となります。

○井上会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、案件2の令和7年度児童虐待防止への取組状況について、事務局に説明を求めます。

○事務局(子ども家庭課 山本) 子ども家庭課の山本のほうから、引き続きご報告させていただきます。

令和7年度児童虐待防止への取組状況ということで、資料2のほうをご覧くださいましたらと思います。

令和7年度、堺市で行っている児童虐待防止の取組状況となります。多数ありますので、概要のみ簡潔に説明させていただきます。後ほどゆっくりご覧いただければと思います。

まず(1)、1枚目、子育て支援に向けた取組についてということで、①から③の3つに分類しております。まず①が、妊娠期から出産にかけての支援として、特に支援を必要とする保

護者を早期に発見するための取組について記載しています。(1) - 1については、今年度より名称を変更しておりますが、昨年度の資料にも書いているのですが、妊婦のための支援給付ということで書いております。

続いて、2ページ目、②乳幼児期の支援ということです。こちらは、乳幼児健康診査など出産された保護者へ関わりを持てる取組を行って、支援が必要な保護者を早期発見、虐待の未然予防につなげております。そのほか、育児に疲れを感じた方や緊急的に一時的に養育ができない方のための一時預かりとか、子育て短期支援事業、ショートステイと言われている事業のほうの取組が、こちらの方に記載させていただいております。

続いて、3ページ目になりますが、③の子育て中の親子が集う場の提供支援として、親子の交流や子育て相談ができる場を提供しております。みんなの子育てひろば事業とか、さかいっこひろばとか、区役所でも取組を行っている事業のほうを記載させていただいております。

次に、(2)です。児童虐待防止への啓発についてということで、今年度も児童虐待防止推進月間となる11月を中心に、オレンジリボンキャンペーン、オレンジ&パープルリボンキャンペーンを実施しております。区役所、堺市役所の1階でパネル展もやっておりますので、よかったですぜひ見ていってもらえたらと思っております。

次に、(3)となります。4ページです。関係機関等からの通告体制を整備強化する取組についても、子ども家庭課の職員より、学校園へ訪問して虐待ダイヤルに関する説明、それで、こどもたち自身が相談できるように、いちはやくの189等の相談先が記載されたカードの配付も行いました。

(4)です。児童虐待対応の強化として、児童虐待事案の未然防止、早期発見、早期対応にオール大阪で取り組むことによって、重大な児童虐待ゼロの実現を目指しております。大阪府、大阪市、堺市と、今年度豊中市のほうも加わって、LINE相談とか、いろんな事業を一緒にやらせていただいております。

(5)研修による人材育成、(6)その他の取組についても記載させていただいておりますので、紙面にてご確認をお願いします。

以上です。

○井上会長　　ありがとうございます。

次に、案件3の令和7年度要保護児童対策地域協議会区代表者会議の報告に移りたいと思います。事務局に説明を求めます。

○堺区子育て支援課（清水） 堺区子育て支援課の清水と申します。よろしく申し上げます。

堺区から順に報告させていただきます。まず、堺区では、「地域における児童家庭支援センターの役割について」を議題に開催しまして、事例検討も併せて行いました。

まず、子ども家庭支援センター清心寮リーフ様より、地域で安心して暮らし続けられる支援の重要性や、施設退所後の継続的な支援についてご説明いただきました。また、今年度から始まりました「もぐもぐリーフ便」の取組についてもご紹介いただきました。

その後のグループ検討では、登校・登園支援のサービスの必要性、支援の隙間に落ちる家庭への対応、保護者支援の重要性など、事例を通じて課題が共有されました。また、この会議のような地域、学校、行政が集まる場の意義が再確認されました。

今回の会議を通じまして、地域で家庭を受け止め、行政につなぎ、行政が関わった家庭を再び地域につなぐという、地域全体で家庭を支える姿勢の重要性が改めて確認されました。また、支援が必要な家庭に適切なサービスを届けるためには、関係機関が集まり、事例を通じて意見交換を行うことが、新たな支援の可能性を目指す有効な手段であることも共有されました。

堺区は以上です。

○中区子育て支援課長（松尾） 中区子育て支援課長の松尾です。私からは、去る10月7日に開催いたしました中区代表者会議についてご報告いたします。

資料に記載のとおり、メインの議題といたしまして、児童虐待に関する状況について、市全体並びに中区の状況を報告いたしました。そして、子ども家庭支援センター清心寮リーフの相談員安原様をお迎えいたしまして、「地域における児童家庭支援センターの役割について」お話しいただきました。委員の皆様から議題に対していただきました主なご意見としましては、資料に記載のとおりとなります。

議題に対する意見だけでなく、各機関での取組や課題についてもお話をいただきました。まず、リーフ様からの児童家庭支援センターの役割につきましては、「リーフって一体何?」、「リーフで行う事業」、そして「もぐもぐリーフ便」この3つについて大変分かりやすく説明をいただきました。委員の皆さん、大変興味を持って聞かれまして、説明された安原様への質問も多くいただいております。

その主なものといたしまして、まず「もぐもぐリーフ便」についてですが、地域で見守っている困窮世帯などに向けて声をかけたいとの意見がございました。ただ「もぐもぐリーフ便」は、各区子育て支援課の家庭児童相談員がアプローチしづらいケースの支援の歯車を回すこと

を目的に実施しており、広く周知は行っていないということや、また「エспан事業」について、なぜ里親家庭のこどもは対象にならないのか、里親から自立したこどもは若年妊婦になる可能性もあり、盲点になっているのではとの意見がございました。この点について、社会的養護という視点では、里親家庭も同じであるため、今後行政とも調整していきたいと回答されました。

そして、各機関での取組や課題についても委員の皆様からお話をいただきまして、主なものといたしまして、中学校の校長先生から、今の課題として、非行傾向の生徒による破壊行為や窃盗など違法な行動、そして教師への暴言があること、そしてまた、保健室にリストカットの手当てを受けに来る女子生徒が多くいます。気持ちを分かってほしいという理由が大きく、しかし親には言わないでほしいという生徒が多いとのことでした。学校としては、見えるところはしっかりと対応し、見えない部分も把握していきたいとおっしゃられていました。

以上が、議題に対していただいた主な意見でございました。

最後に、この会議にて、各機関と本市における児童虐待に関する状況や、困難さを抱える児童への取組状況について共有することができました。また、各機関の持つ課題や取組についても、集まった皆様で知ることができました。そして、児童家庭支援センターの役割や、日々取り組む支援事例を共有でき、各委員より積極的な質疑がございました。各機関の委員が一堂に会することで、様々な意見等によるそれぞれの思いが分かり、こどもやその保護者を見守っていくために、顔の見える関係が重要なことであるということ、改めて実感することができました。

以上で、中区からの報告を終わります。

○事務局（東区子育て支援課長 拓植） 続きまして、東区からの報告をさせていただきます。東区の子育て支援課長の拓植と申します。よろしくお願ひいたします。

東区については、資料にありますとおり、東区におけるこども家庭センターの取組というテーマで集まっていたいただきました。意見交換もさせていただきました。

今年度は、こども家庭センターについて改めて知っていただくということで、東区の統括支援員から児童福祉法改正の理念やこどもの権利擁護を進めるという取組にも触れながら、このこども家庭センターの設置経過をもう一度説明させていただき、翌年度からの取組をご紹介いたしました。

母子保健と児童福祉をつなぎ、妊娠期から切れ目のない支援を行うため、堺市では保健セン

ターと子育て支援課を包括して機能が設置されているということや、サポートプランの作成を進めてクライアントと支援者が同じ方向に進んでいこうというふうに働きかけていること、また、東区では社協と一緒に社会資源と行政が連携していく体制づくりを進めて、こども食堂との連携や不登校支援を始めていること。また、学校とも連携を進めていき、学齢児向けの新しい事業を始めていることなどを報告、紹介させていただきました。

委員の皆様からは、資料に要約させていただいたようなご意見やご報告をいただきました。共通する意見としては、保護者の養育力が年々低下していると感じているというお声が多かったです。不登校のこどもに対して、保護者自身が登園や登校させることへの意識が低いお父さんお母さんがいらっしゃって、その保護者にどう意識づけできるかが課題やという発言もありました。

この会議は、地域の支援者や保育所、学校から保護者をどう支援していくかや、こどもが気持ちや意見を発信できる取組や居場所が大切とのご意見をいただきまして、支援者同士がつながることの重要性も確認できた会議となりました。

以上です。

○西区子育て支援課長（辻尾） 続いて、西区役所子育て支援課からご報告いたします。子育て支援課長の辻尾です。よろしくお願いいたします。

西区では、こども家庭センターの役割と地域連携の実践について及び八洲学園の取組から見るこどもの居場所支援についてということで、八洲学園の先生を招いて取組をお聞きしています。

まず初めに、西区のこども家庭センターの設置の目的、位置づけ、配置されている統括支援員の業務について説明させていただきました。次に、西区こども家庭センターの取組の中の1つである、地域資源の再認識と掘り起こしとして、昨年度、西区役所と八洲学園高等学校が、学齢期のこどもの居場所や学びの場の提供・ノウハウの共有、地域資源のネットワーク化を進めることを目的として、「こどもの居場所ネットワーク推進に関する協定」を締結したことから、今回、八洲学園高等学校の先生にお越しいただき、八洲学園が実施する、中学校不登校支援のフリースクールの取組である八洲学園中部部についてお聞かせいただきました。

この議題に対して出た主な意見として、「こどもが行きたいと思ったときに行ける場所が西区にもっとほかにもあるといいな」とか、「八洲学園の取組はこどもの居場所として非常にいいと感じた」、「こどものニーズも高いと感じる」、「支援者としてこのような場所を情報と

して求めていた」、「これまでも八洲学園が実施するフリースクールという存在が西区にずっと以前からあったが、このような連携が今まで十分になかったのはもったいないと感じる」、「通信制の高校の在り方についても変化してきていることが今回よく分かった。相談場所もこどもの居場所も、こども自身が選べるような堺市になってほしいなと感じた」というような委員からの意見がありました。

そして、この会議で議論して得られた成果、良かった点として、資料にもありますように、こども家庭センターの設置により、保健・福祉・教育の連携が強化されて、地域資源を活用した包括的かつ一体的な支援体制が構築されていることを共有できたこと、また、西区では特に教育分野との連携を重視し、学校に行きづらいこどもに対して、学校・地域・区役所・支援機関が連携して支援を行う体制が整えられている点が今回紹介されたということ。それと、西区の事例として紹介された八洲学園との事業連携協定は、地域の実情に即した支援の一例として提示され、委員にとって有意義な情報共有の機会となったこと。特に、八洲学園が運営する中等部フリースクールの取組は、学校に行きづらいこどもに対して柔軟な学びの場を提供しており、その具体的な内容を知ることができたことが、社会資源への理解を今回深める貴重な機会となっており、成果があったと感じています。

今回、ふだんこどもを見守っていただいている、認定こども園や幼稚園、保育所、もしくは通学の小学校、中学校に加えて、このようなフリースクールの連携を通して、学校に行きづらくなったこどもの抱える悩み、進路だけではなく、おうちの中で起こる相談がこのような機関の先生に伝わって、それがまた行政につながるという、そういう視点を認識できたことは大変重要なことであると感じています。

以上です。

○南区子育て支援課長（百嶋）　　続きまして、南区からご報告させていただきます。南区子育て支援課長の百嶋です。よろしくお願いいたします。

南区では、昨年度の区代表者会議におきまして、一時保護中の生活面でのこどもの権利擁護についてご意見をいただいたことを受けまして、今年度は、児童虐待対応における子ども相談所への取組について、こどもの権利擁護、社会的養護のこどもという観点から、子ども相談所の虐待対策課よりご説明をいただきました。

こどもの権利における世界的な状況の変化や法改正の経過についてご説明いただき、また、保護中のこどもの意見を定期的かつ様々な多様な場面で聴取の機会を設けておられること、そ

して、その後、意見に誠実に対応することが求められているというお話がございました。また、意見を聞く大人の側が、こどものためというパターンリズムに陥って、大人の意見を押しつけることなく、こどもを1人の人格として尊重する姿勢が重要であるとお話でございました。特に、異なった意見となった場合に、最後まで話し合うことの重要性を意識しているというご報告でございました。

委員からのご意見としましては、スマホを持つこどもが増えたことで、親から殴られた、これは虐待ではないのかと、こども自身から直接通報が警察に届くことも多くなっているとの意見がございました。また、SNSを経由した相談も増えているということで、子ども相談所のほうからは、生成AIに相談をしたら、子ども相談所に相談するように言われたというようなこともあるということでもございました。そういった様々なご意見を踏まえまして、近年の時代の急激な変化、こどもを取り巻く環境の急激な変化への対応と、こどもの権利擁護について認識を共有することができたと思います。

南区からは、以上でございます。

○北区子育て支援課長（宮田） 北区子育て支援課長の宮田と申します。私のほうから、北区の代表者会議についてご報告いたします。

北区では、児童虐待に関する状況を報告し、その後、児童虐待対応における方針決定と入所中のこどもたちの生活についてご説明いただき、委員の皆様からご意見をいただきました。

今回、この議題を設定しました理由といたしまして、委員の皆様には日頃から心配なお子さんの情報について連絡をいただいておりますが、一時保護や施設への入所や退所、入所中のこどもたちの生活について、なかなか見聞きする機会が少ないのではないかと思います、少しでもイメージを持っていただければと考え、今回のテーマを設定いたしました。

会議では、子ども相談所から虐待対応としての方針決定や、施設への入所から退所までの流れについて、児童養護施設清心寮からは、ユニット制で家庭的を意識して運営されていることなど、こどもたちの生活をご紹介いただきました。

今回の会議でのご意見といたしまして、一時保護や施設入所の流れ、相談所の対応や施設でのこどもたちの生活を知ることができて、非常に参考になった。施設で家庭的を意識し、大切に育ててもらうことで自己肯定感が高まる。一時保護や施設を退所後、家庭に戻ったものの再度虐待が発生し、再入所に至るケースが存在することから、家庭復帰後の支援の在り方や保護者の養育態度の変容をどう見極めるかが重要である。通告に至らないが、支援が必要なこども

が存在する、こどもや保護者にも相談する場所があると伝えることで救われればと感じたなどのご意見をいただき、児童虐待対応の中で、こどもの尊厳ある生活環境の提供の重要性を再認識し、こどもと家族の見守りのためには、支援機関同士の日常的な情報共有と連携が不可欠であるという共通認識を得ることができました。

北区からは以上でございます。

○美原区子育て支援課長（村田）　　続きまして、美原区子育て支援課の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

9月9日に美原区の代表者会議で行われました内容について、簡単に報告いたします。

美原区では、議題として堺市における児童虐待に関する状況を共有しました後、各関係機関で実施している虐待予防などの取組の状況、苦労や工夫している内容について情報交換を行いまして、関係機関同士の共有を図りました。

その中の主なご意見を少しご紹介しますと、保護者の話を伺う際に、内容は秘密でどこにも漏れることがないという安心感の下、たとえ話が長時間に及んでも傾聴しまして、相談者の気持ちを受け止めていく。虐待を受けて施設入所になったこどもは傷ついていることから、配慮をしながら対応しているが、普通な対応でもそのこどもには合わないこともあり、さらにこどもが傷つくといったことがないように研さんに努めている。保護者との何げない会話の中から様子を探り、気になることがあれば関係機関で情報共有をしている。美原区の特徴でもある顔の見える関係により、効果的な家庭支援を行い、虐待の未然防止に取り組んでいる。学校での教育相談では、保護者のストレスへの向き合い方や、こどもの自尊感情を高める関わり方を実施したり、様々な相談に対してどのような関係機関と連携できるかといった職員研修を行っている。両親の不和などの問題がこどもの情緒面に影響を与えることや、外国籍のこどもが増えている面で、虐待や発達面の状況が見えにくく、窓口となる担任の先生が多くの時間を割いて苦労している。学校だけで対応が困難な場合、関係機関の協力により救済できる場合もあるが、情報提供したことでこどもや保護者との関係が損なわれて、その後情報が入ってこないというふうなことがないように、慎重に対応しているなどのご意見がございました。

この議論で得られたものとしまして、こどもの変化を早期に発見し、関係機関が連携していくことの重要性を共有でき、また各関係機関では、保護者やこどもの意見をしっかりと聞き、孤立防止に努めています。そういったことをしながらも、子育てを楽しんでもらえるような工夫をした取組をしている状況も共有できました。会議の中では、子ども家庭支援センターリー

フさんの数々の取組内容の説明をいただける時間もございまして、社会資源の果たす役割について理解を深めることもできました。

美原区の報告は以上です。

○井上会長 ありがとうございます。案件1から3までの報告をそれぞれの担当者からご紹介いただきました。

それでは、これまでの報告について、何か質問やご意見等はございませんでしょうか。

○仲村委員 よろしいですか。2点お伺いいたします。

虐待を改善するための取組というところのご報告がありましたが、具体的な例の中で非常にうまくいったケースなんていうのがあれば、教えていただきたいなと思います。それから、胎児の虐待、これはもう具体的にどういったものがあるのか、あるいはどういうルートで発見されるのか、見つかるのかというところを教えてください。それから、母子分離不安という言葉、僕この会議で何年か前に教わった言葉かなというふうに記憶しているのですが、非常に不登校が増えている状況というのが報告されております。母親の虐待に起因する母子分離不安による不登校が増えているというところを聞いた覚えがあるのですけれども、虐待と不登校の関連性みたいなことがあれば、ご報告いただきたいなと。それから、現場で実感していらっしゃる校長先生のお話も聞けたらと思います。

以上、3点お願いいたします。

○事務局（子ども家庭課 山本） まず、胎児虐待のことからお伝えさせていただきます。胎児虐待というのが、一般的に、実は定義がなされていないところでして、堺市で通告機関というのが、子ども相談所と区役所の子育て支援課が通告機関となっております。そちらのほうに胎児虐待ということで入ってくるケース、具体的な事例としては、おなかの中にいる赤ちゃんに対して影響のあるような行為、例えばおなかを蹴るDVだとか、不適切な薬物投与というところで、赤ちゃんの、胎児の命に関わるというところであると、保健センター等からの連絡を受けて、通告として受理して、胎児虐待として取り扱うというふうな通告の受理をしております。それによって、各関係機関、受理機関で対応を検討していくということで、様々な機関と連携して、どういうふうは無事に出産を迎えてもらうかということで対応していくような形になります。

好事例といいますか、うまくいった事例ということでおっしゃられていたかなと思います。様々あるかと思います。通告ということが、まず発見ということになりますので、啓発、

いろいろと児童虐待を疑う状況になれば皆さん連絡してくださいねということで、まず発見していただくということで通告をいただくことになっておりますので、その発見を通じて関係機関と連携しながら、対応していくということになりますので、支援機関につながるだとか知らなかった支援につながるということも対象者さんにありますので、そういったところでうまく支援が回っていくというふうな形で、学校だとか保育園だとか様々ほかのサービス、例えば障害のサービスにつながっていない方だと、そちらの方につながって、お母さんとかお父さんの育児負担の軽減というふうになっていくような形になっていきますので、いろんな機関と連携しながら、好事例にしていくといいますか、いい流れに変えていくというふうな取組をさせていただいております。

以上です。

○仲村委員 胎児虐待に関しては、どんなところから発覚してきたのですか。

○事務局（子ども家庭課 山本） 胎児虐待については、例えば病院とか警察のほうからもDVでということで通告を受けて、それが、お母さんが妊娠されているということとか、あとどういった行為がありましたかというときに、おなかを蹴ったとか、マタニティブルーとか、精神的に不安定になられる方もありますので、おなかに包丁突きつけたとかいう通告内容もあったりもします。特に、妊婦さんだと保健師の関わりが多いかなと思うのですが、出産までの不安な状況の中で、丁寧にお話聞く中で、ちょっとおなかに赤ちゃんがいる中で大量服薬をしてしまったとかいう連絡があることもあるかと思います。

○仲村委員 飲酒、喫煙までも含めてしまうと、かなりの数あるんじゃないですかね。

○事務局（子ども家庭課 山本） そうですね。飲酒、喫煙までも含めてしまうと、かなりの数になるかとは思いますが、そちらに関してはいろんな啓発活動を行いながら対応を、それぞれの機関で特定妊婦という形で見守りをしております。それについては、要支援ケースということで、保健センターのほうで見守り活動をしていただいておりますので、リスクが高かったりとか、飲酒、喫煙も過度な場合とかという場合は、丁寧に見守りをするようにということで、各機関と連携させていただいております。

○仲村委員 ありがとうございます。

○井上会長 ほかによろしいでしょうか。

○才村委員 ちょっと2点お伺いしたいのですが、まず、資料1、上から2つ目、(2)の対応別内訳なのですが、この中に里親委託とか施設入所等の親子分離の措置というのが項目と

して挙げられていないと思うのですが、そのあたりがなぜかということが1点ですね。それともう1つは、令和4年の児童福祉法改正で、いわゆる在宅地域支援三本柱というのがあったと思うのですが。三本柱の1つが、児童育成支援拠点事業という名前だったと思うのですが、居場所づくりの事業と、もう一つは、親子関係形成支援、もう一つは子育て世帯訪問支援事業だったと思うのですが、その関係で教えていただきたいのは、資料3、各区のほうからご報告いただいたわけですが、例えば中区とか東区とか西区さんからも、いわゆるこどもたちの居場所づくりというのが非常に重要であると、特にこの中区のご報告で、これは中学校の先生からのご報告ということだったと思うのですが、破壊行為や窃盗等違法な行動とか、教師への暴言とか、リストカット、いろんな問題があって、要は、こういう問題の背後には、やっぱり家庭や学校の中での居場所がないんじゃないかと、さらには地域での居場所もないんじゃないかというふうに考えられます。そう考えると、やっぱりこどもの居場所づくりというのは、極めて大事な課題になっていると思うのです。そういう中で、先ほど申し上げたように、令和4年の児童福祉法改正でこどもの居場所づくりの支援を行う児童育成支援拠点事業というのが創設されましたが、堺市の取組の中では、この居場所づくりについて、特に項目がなかったような、ちょっと私、見逃しているのかも分からないのですが、そのあたり実施されているのかとか、実施されていないのであれば、なぜなのか、また今後はどういうふうにお考えなのか、そのあたりを教えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○事務局（子ども家庭課 山本） 山本です。

まず1点目、児童虐待に関する状況の統計の報告の中で、対応別内訳に施設入所と里親委託のほうが入っていないのはなぜかなということで、ご質問いただいたかと思えます。

そちらに関しては、通告に対してどういう対応をしていたかということになりますので、その初期対応の対応を書いていることになります。なので、施設入所とか里親委託がその後どうなったかというところは、その先のお話になっていますので、ちょっと記載はさせていただいていない形になります。

もう1個、居場所づくりとかのことですよね。堺市のほうで取組はどうなっていますかということなのですが、おっしゃられていた事業のほうは、こちらのほうではまだ実施しておりません。各区のほうで様々な取組を、ご報告あったみたいにこども食堂だとか、いろいろな取組をさせていただいている中で、今状況を見させていただいているところになります。必要に応じて、また検討等もさせていただくかなとは思いますが、いろんな、今学校連携とか、

先ほどお伝えしたこども食堂とか、各地域の取組、社協さんの取組だとか、そういったところの状況を見ているようなところになります。

もう一件、先ほどの仲村さんからのご質問、申し訳ないです。1点、母子分離の不安と不登校の関係ということで、それと虐待の関係というご質問あったかと思えます。

母子分離不安の不登校との関係というのは、ケースによっては具体的に、やっぱりおっしゃられていたみたいにあるかなと思います。具体的なイメージでいいますと、例えばお母さん、精神不安であったりとかするとき、お母さんと離れることが不安で登校しづらい状況があったりとかという方で不登校になる方とか、なかなか外に出ていくというか、不安があるお子さんたちもやっぱりいらっしゃったり、集団適用が難しい方でお母さん自身もこどもを離すことが難しい方もいらっしゃるかなと思いますので、そういうところが、なかなか出る機会というのを奪われていってしまうとか、外からのアプローチというのもなかなか届きにくいというご家庭もあるかなと思います。その中での虐待というところの関係としましては、やっぱり母子で関係が完結してしまうというところがあるので、中での何が行われているか分からない不安だとか、教育につながらないネグレクトだとかというところの懸念もあるかとは思いますが、いろんなところからのアプローチは、これから必要かなと思います。

お答えになってなかったら申し訳ないです。

○仲村委員 非常に多いというのを聞いたことがありますね。僕、実際に自分の小学校でもって、校門にしばらく立っていたことがあるので、そのときに登校できない子の母親が非常に虐待をするような母親であったという事例も見ています。川口校長先生、どうですか、実際に学校でもって感じるということ。

○川口委員 百舌鳥小学校の川口です。

私は学校の門の前で、毎朝児童と挨拶を交わしています。児童の様子から虐待を感じる場合に関しては、各機関と連絡を取りながら、また保護者との関わりの中で、その実態はどうかというところで話をし、状況を確認しています。現在の小学校現場では、全体的に不登校傾向にある児童が増えてきており、それにはいろいろな理由が考えられます。低学年であれば行き渋りから不登校になっていく場合があり、母子分離がうまくできず、お母さんと離れられないという理由が多いようです。また、中高学年では、コミュニケーション力が十分についていないこともあり、友達関係から学校生活や集団活動でなかなか馴染めないという児童も少なくありません。あと、日常の生活習慣が昼夜逆転する傾向にある児童は、朝起きれずに登校しづ

らくなっているというケースもあります。保護者と連携しながら、改善を図ろうとしますが、不登校傾向になってしまうこともあります。児童の様子を見守る中で、親の虐待から不登校へとつながってしまうという話は、あまり聞こえてきません。堺市の小学校でも多くはないと思いますが、そういった背景から、不登校になってしまう可能性も考慮しながら、児童の様子を見守り続けていこうと思います。以上です。

○才村委員　　ちょっと先ほどの質問させていただいたことについて、最後、要望だけ申し上げたいと思うのですが、特に居場所づくりについては、非行防止はもちろんのことなのですが、虐待の世代間連鎖、これを防ぐために極めて重要なことであって、既に国のほうでも昨年、令和6年の4月からこの事業の補助をスタートさせていただいていますので、ぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○大町委員　　ありがとうございます。これずっと読ませていただきまして、虐待がいろんな事情の中にあるという中にDVという部分が載っていないのですが、こども虐待であってもDVという部分の中で同じだという感覚で考えたら、いろんな要素がまた変わってくるのではないかと思います。一言もDVというものが関係していないように、ここの文章では出ていると思いますので、この辺のことも含めてよろしくお願いいたします。

○井上会長　　ほかにございませんか。

　　お願いします。

○谷岡委員　　ご報告等ありがとうございました。私のほうからは質問と意見という形で、まず質問のほうなのですが、各区さんのほうからのご報告にもありましたとおり、SNSというのも、こどもたちも身近に使えるというのはもう当然のことになってきていると思うのですが、SNSでの相談があったとかという内容もあったかなと思うのですが、具体的にどういう形でSNSを通じて相談があったのか、また堺市のほうではSNSの取組、相談をできるような事例があるのか、取組があるのかというところを教えていただきたいなと思います。

それに関連することなのですが、こどもの在り方というのも、私が見ている中でも大分変わってきているなというのが率直な感想でして、例えば、我々が管理している堺市立人権ふれあいセンターで指定管理をさせてもらっているのですが、そこにこどもが8時、9時の間によくいっぱい、10人、20人ぐらい来るとかということが最近多いのですね。こどもに何で来るのか聞いたら、SNSでここやったら明るいし、遅くまで開いてるし、とかというのが情報が回っているというのが、こどもを取り巻く環境としてあるみたいで、例えばそれが犯罪につ

ながったりということにもならないかなと、個人的にもちょっと心配していたことなので、ちょっとSNSのところはやっぱり力を入れていただきたいなという意見です。

もう一つの質問というのが、各区さんのほうからの報告にもありました、統括支援員さんというのを配置してもらっていると思うのですが、そこから何か成果があったのかどうかというところもちょっと教えていただきたいというのが質問です。よろしくお願いします。

○事務局（子ども家庭課 山本） ありがとうございます。

SNSに関してですが、先ほど取組状況のところでご報告させていただきました、LINE相談というのがあります。大阪府と大阪市、堺市、今年度は豊中市と一緒に、親子のための相談LINEということで、LINE相談を通じての、そちらはどちらも、親御さんでもお子さんでも相談できるものになります。委託事業になりますが、いろんな相談があります。不登校のことだったり、虐待のことだったり、ご自身のことだったり、親子関係のことだったりということで、中でも通告とか、危険だなというものに関しては、警察とか子ども相談所、堺市だと堺市の子ども相談所に連絡が行くようにということになっておりますので、そちらの方で危険な情報だとかいうのはキャッチして、対応していくことになっております。各区の子育て支援課のほうでも、状況に応じてメール相談だとかということで、お子さんとつながるといこともありますので、LINEとかインスタグラムとか、ああいったものは各関係機関の状況にもよるかと思いますが、そういったものも活用させていただきながら対応させていただいております。ありがとうございます。

あともう一点、こども家庭センターを7区の区役所のほうに機能設置ということでありますので、統括支援員を7区ともにそれぞれ置いております。福祉職、福祉の者とか、保健師だとかということで、それぞれ各機関によって持っている職種というのが違うのですけれども、その方たちを置くことによって、今まで、もちろん今までも連携していたのですが、より強固に児童福祉の分野と母子保健の分野、切れ目のないように、その間がないようにということで連携することで、さらにつながりを持った関わりができていくかと思っております。各関係機関、7区ともにそれぞれの機関のほうも7区で連携し合って、会議とかを持って連携しております。なので、今まで課が別々でやりにくかった部分とかというのが、統括支援員が入ることによって、よりスムーズにいろんなことが流れていくというような流れをつくっているかなと思っております。

以上です。

○井上会長　よろしいでしょうか。まだご意見ございます方、いらっしゃいますかもしれませんが、最後にまたちょっと時間のほう取りたいと思いますので、案件のほう進めさせていたいただきたいと思います。

それでは続いて、案件4に進みたいと思います。令和6年5月に成立しました民法等改正法について、それでは、事務局に説明を求めます。

○事務局（子ども家庭課 山本）　子ども家庭課の山本です。よろしくお願いします。

資料4です。4のこちらの資料と、もう一つカラーのもの、法務省民事局からいただいております、こちらのパンフレットを使って、今回ご説明させていただけたらと思っております。着座にて失礼します。

令和6年5月成立民法等改正法についてということで、資料4のほうご覧ください。今回このテーマ考えさせていただいて、こちらのほうでいろいろとお話しさせてもらおうと思ったのが、この法律によって、父母双方共同で親権を持つことが子どもの利益になり得るという見方と、一方で虐待とかDV、困難を抱える家庭にとってはデメリットになるという可能性もあるという、様々な意見ある中で、まずは、この法改正について各機関共通の理解を持つことが必要かと思ひまして、ここで話題提供させていただきました。これから施行される法制度ですので、各機関様々な期待とともに懸念、疑問あるかと思ひます。全てこの場で解決するというのは難しいと考えますが、皆様が本件について理解を深めて、児童らの最善の利益のために、この法改正どのように生かしていくのかというのを考える一助になればと思ひます。よろしくお願いします。

まず、スライド2枚目、離婚数、我が国とか日本の離婚数どれくらいかということで、今回調べさせていただきまして、国立社会保障・人口問題研究所、人口統計資料集というところで見させてもらって、令和5年の数字出ておりました。離婚数としては全体18万3,814組です。その中で、ごども、未成年がいた組なのですが、9万4,487組ということで、約半約です。ただ、組となっておりますので、その中には一人っ子のお子さんだとか、複数人いらっしゃるご兄弟だとかというのがありますので、これ以上にお子さんの数は多いかなということになります。堺市のほうの状況ですが、ちょっとお子さんの数というのは分からなかったのですが、離婚数としては1,345組ということで、国の統計と同じぐらいかなと思ひます。とであれば、約半数の650ぐらいが、お子さんがいるご家庭かなということになります。

離婚数の多さとかいろいろなことがあって、この民法の改正になったかと思ひますが、そ

の背景ですが、父母の離婚が子の養育に与える深刻な影響とか、子の養育の在り方の多様化、結構海外の方との婚姻だとかああったことも背景にありました。現状では養育費、親子交流は取決率、履行率が低調していったと。離婚後も、父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たすことが必要であるということとか、あと共同親権化を後押しする国際的な潮流ですね。少子化、共働き、父親の育児参加などが増えてきたという時代背景も、この民法の改正のほうに影響しているということで書かれておりました。

このパンフレットのほう、父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されましたという冊子なのですが、こちらのポイントのみをかいつまんで説明させていただきますと、2ページ、親の責務に関するルールの明確化ということで、こどもの人格の尊重、こどもの扶養ということで、親権、婚姻関係の有無にかかわらず、こどもを養育する責務を親は負うのですよということが明確化されていますということで、ポイント書かれています。

本日、3から5ページのところをちょっと丁寧に説明させてもらおうかなと思っているのですが、親権に関するルールの見直しということで、離婚後の共同親権の選択が可能となること、離婚後も共同親権に伴って、親権者である場合についての親権の行使方法のルール、監護についての定めというのが記載されています。

6ページから7ページ目、養育費の支払い確保に向けた見直しということで、父母の協議、家庭裁判所の手続によって養育費を決めておかないと、今だと養育費を請求できないということやっただけなのですが、今回の改正で、離婚のときに取決めをしていなくても、一定額の法定養育費の請求することが可能となるということが記載されています。

8から9ページ目が、安全安心な親子交流の実現に向けた見直しということで、離婚の手続中に家庭裁判所調査官と調査を行って、こどもの利益を最優先に考慮し、試行的に親子交流を実施するという、離婚裁判中もそういう親子交流というのができますよという、そういう手続ができますよということが記載されています。さっきの親子交流のところだと、あと親族の方との交流についても記載されるということで書いておりました。

10ページ、財産分与に関するルールの見直しだとか、11ページには養子縁組、共同親権になることに伴って、養子縁組もどういふふうにしていくのかというルールの見直し、その他の改正についても記載されていますので、また詳しくはゆっくりご覧いただければと思います。かなりまとめていただいているような書類になったかなと、私も目を通して思いました。

今回は、3ページから5ページ、親権に関するルールの見直しについてということで、ちょ

っと深めていけたらと思っております。

まずその前に、親権とはというところなのですが、なかなかちょっと私のほうから拙い説明で申し訳ないのですが、未成年者の監護、教育、財産の管理に関する権限及び義務のことというふうにされております。親権と一言に言いましても、2つ、財産管理権と身上監護権、未成年者の方の財産管理権、身上監護権というのがありまして、その身上監護権の中にも監護教育権、居所指定権、どこに住むかとかいうこと、職業許可権というのがあります。

ただ、成年年齢18歳に引き下げられたことによりまして、現在17歳以下のこどもが親権の対象となって、18歳に達した時点で親権は消滅するというふうにされております。先ほども離婚数お伝えしましたが、こどものいる組数もお伝えしたと思うのですけれども、かなり親権というのが、どちらがお子さんの親権を持つのかということが、大きな問題かなとなります。親権というのはこれらをひっくるめて、こういった財産管理権、身上監護権をひっくるめて親権と言いますよということです。

続いて、親権に関するルールの見直し、中身のところになりますが、現行法では離婚後の親権者というのは、婚姻中は共同親権です、離婚後は単独親権というふうになっております。いずれかの単独親権、お父さんが持つのかお母さんが持つのかというふうに。ただ、今回の民法等の改正によって、2026年4月施行されるということに最近なったかなと思うのですが、婚姻中は共同で親権を行使、それは今までと変わりませんが、その後からが変わります。父母の離婚後は、単独親権か共同親権どちらかを選択できるようになります。

続いてスライドですが、親権に関する、協議離婚の場合、親権者の定め方になるのですけれども、協議離婚の場合は父母の協議により単独親権か共同親権かを決めるということで、お話し合いによって決めていくようなこととなります。ただ、協議が整わなかったりとか、裁判離婚の場合は、子の利益の観点、お子さんの利益の観点から、裁判所が単独親権か共同親権かを決めるということと、もちろんこどもへの虐待などある場合は、家庭裁判所は必ず単独親権を定めるということとされております。この法制度が施行される前に離婚された方とか、離婚後の親権者についての定めがありまして、こどもの利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所がこども自身、もしくは親族の請求によって、親権者の変更をすることができるというふうにされております。

また、親権をどういうふうに行使していくかということで、単独親権の場合は今までどおりかと思うのですが、共同親権になると、お父さんお母さん、父母双方が親権者であるというこ

とになりますので、どういうふうにいるんな物事を決めていくのかということが、片方で決められる場合と、共同行使ということで、父母で話し合っで決めるということの具体的な事例のほうで、4ページのほうに載っております。

単独行使ができるのが、監護教育に関する日常の行為、食事や服装の決定とか、短期間の観光目的での旅行とか、具体例が載っておるかと思ひます。あと、こどもの利益のため急迫の事情があるときということで、入学試験の結果発表後はすぐ手続行かなあかんとか、そういうときとかは、片方で単独で行使ができますというふうになっております。ただ、共同行使という、それぞれ共同親権で父母ともに新規を持っている場合については、こどもに重大な影響を与えるものとか、日常の行為に当たらないものということで、お子さんの転居、進路に影響する進学先の決定、心身に重大な影響を与える医療行為の決定とか、そういったことが書かれております。

もう一つ、親権行使者の指定ということで、父母が共同して親権を行う事項について意見が対立するとき、それは父または母からの請求によって親権行使者に指定するというこで、対立する場合はどちらかの申立てというか、請求によって親権行使者を決めていきますよというこで、こちらも間にどなたか入るのかなと思ひます。

続いて、スライドになります。監護についての定めということで、これまで父母の離婚後は単独親権だったという今の状況から、監護権についても親権を持つ方が当然に持つものというふうになんではなかったと思ひますので、共同親権という選択ができるために、子の監護をどう行うのかというのをきっちり決めましようというこで、子の監護について整理されたものと捉えております。

監護の分担というの、具体例というのが5ページのほうにあるかと思ひますが、個別の家庭の事情、状況に応じたルールが取り決められるというこで、事例載っていますが、平日はお父さんお母さんどっちかが見て、土日はどっちかが見てみたい、そういう細かなルールも決められるようになるというふうになっております。

あと、監護者の権限について、親権のうち身上監護を一方に委ねるという形でそれぞれに、この人が身上監護権を持ってという感じで、分担を決められるというのか、そういう形も選択できるということが記載されております。

すごく簡単な説明になりますが、民法等改正のほんの一部となります。法務局のホームページ等、施行に向けて具体的な事例を想定したQA等もありますので、お時間あるときにご覧

ただければと思っております。お聞き苦しい点あったかと思いますが、民法等の改正に触れる一助となれば幸いです。ご清聴ありがとうございました。

以上です。

○井上会長 事務局から、令和6年5月に成立しました民法等改正についての説明をさせていただきます。

委員の皆様からご意見を頂戴したいと思いますけれども、その前に私からも司法の立場から、この改正についてのご意見をお伺いしたいと思っております。

大江先生、いかがでしょうか。

○大江委員 弁護士の大江です。

今回の民法の改正、共同親権が始まるということで、かなり大規模な改正になっているのと、支援者の中でDVケース、虐待ケースどうなるのかというところの不安があったところなのですけれども、まず、基本の改正の趣旨というのは、やっぱりこどもの利益のためということになります。また、こどもの意思、意見表明権の尊重をしようというのが趣旨になっております。今、ご家族の形が多様な形になってきているので、このこども、この家族にふさわしい形を選択できる選択肢が増えたというふうに理解していただければなと思っております。

改正の中で、共同親権というところが注目されてはいるのですけれども、選択肢として新しくできたということで、共同親権が原則になるということではございません。改正法は単独親権、共同親権どちらかというところについては、どちらか一方を原則でというふうな考え方は取っていないのです。ですので、この子のために、この親子にとってふさわしい形態を選ぶという改正だということを、まず基本として押さえていきたいなというふうに思っております。

今日の参加者の皆さんは、児童虐待とかDV支援を担っていただいている方々だと思うのですが、法務省のQ&Aの行政編のほうを見ていただければ、婚姻中、DV被害者保護・支援関係ということで、今回の改正について触れられているところがございます。家庭裁判所が親権者を指定する際、虐待等、父または母が子の心身等に有害な影響を及ぼすおそれがあると認める場合、配偶者へのDVのおそれがあり、父母が共同して親権を行うことが困難と認められる場合等には、必ず単独親権とすることというふうになっているということとか、DVや虐待からの避難については、親権の単独行使が認められる急迫の事情に該当するということも明記されております。こういうDVや虐待に関しては、殴る蹴る等の身体的な暴力を伴うもの

に限定されないということもQ&Aのほうに明記されているので、DVや虐待のおそれのあるケースにも配慮された改正ということになっております。

これまでも、皆さん共同親権であった婚姻中のDV被害者、そのこどもに対して一時保護等を含む必要な支援を提供するということが行われてきたと思うのですが、今回、法が改正されたことによって、その取扱いに変更が生じるものでないというところは押さえておいていただきたいです。DV被害者の立場に立って相談に応じていただいて、その相談方法や内容に基づいて、DVから保護することが必要という判断をしていただいたときは、やっぱりDVや虐待からの避難については、親権の単独行使が認められる急迫の事情に当たるんだということ踏まえて、ためらうことなく一時保護等の必要な支援を行う必要があるというふうにQ&Aにも書かれております。

イメージとしては、今も離婚前、婚姻中の場合には共同親権なのですね。なので、それでも被害者を保護してこられたDVや虐待からの避難というのは急迫の事情に当たるので、保護が必要と判断した場合には、本当に支援者の方ためらわずに、共同親権なったからどうしようということではなくて、今までもしてこられた必要な支援を行う必要があるということと、本当に支援をためらわないでいただきたいというところを強調させていただいて、説明とさせていただきます。

○井上会長　ありがとうございました。

そのほか、皆様からはご意見、ご質問等いかがでしょうか。全体を通してのご意見でも結構です。

お願いします。

○田中委員　堺市里親会の田中でございます。里親会、里親としての立場でちょっとご質問をというか、お聞きしたいことがございます。

令和7年度の区代表者会議の要約の中で、東区の10月3日に行われた意見交換会、上から7つ目、「一時保護は二度と行きたくない」と話すこどもがいるという部分と、裏面へ参りまして、南区の9月12日の金曜日、上から2つ目の、一時保護所は昨年より定員超過の状況が続いている、こどもを安全に保護する場所として何らかの手だてが必要と考えているというところございまして、まず1点目の、東区の「一時保護は二度と行きたくない」という話したこどもの、その理由をお聞かせいただきたいというのが、最初にお願いいたします。

○東区子育て支援課長（拓植）　東区の拓植です。

これは、学校の先生からお聞きしたお言葉なのですが、中学校の先生のお言葉だったと思いますが、やっぱり一時保護に入ると自由がきかないというところで、親御さんにも会えないという形の生活がしんどかったというのが率直なご意見だったということで、しんどい家庭にいて、そういう暴力を受けたとしても、一時保護という提案をされても行きたくないという子がいるというお話でした。そのほかの、以外の子でも実際に関わる中で、保護がやっぱり、本人さん、こどもさん、親には会いたいなというところもあるし、例えばいろんなものが、スマホが使えないとか、そういうことも含めて自由がないというふうに思っているところなのかなと思います。

以上です。

○田中委員　ありがとうございます。

裏面の、今定員超過の状況というところですが、このあたりは今どうなっているのかというのは、ちょっと教えていただけませんか。

○子ども相談所　石戸　子ども相談所の石戸です。政令市になりまして、児童相談所ができた当初、一時保護所の定員は20名でスタートしました。その後、少しずつ増えてきたことに伴いまして24名に増やして、また現地の一時保護所の増築等で6名増やして、現在は30名定員で運用しています。

ところが、令和5年度あたりから30名を超える、それまでも一時的に超えることはありましたが、もうずっと超えている状態が令和5年度から続いています。定員の30名で超えたら全く保護ができないということではありませんが、このままの状態が増えていきますと、保護するための場所がないということになるため、今は一時保護委託であるとか、それこそ里親さん宅に一時保護をお願いしたりして、対応していますが、それでもやっぱり一時保護所でないと対応できない場合もありますので、今年度、一時保護所ではなく、別の場所にサテライトという形で6名定員の施設を整備しまして、定員を増やして運用したいと考えています。

先ほどもありましたが、一時保護所については、かなり制限もあり、親子分離という形になって、かなり強い措置というか、権限で行うものでもありますので、こどもにとってはできるだけ避けたいところですが、必要に応じてやはり分離しないといけないという場合もありますので、これからも必要な保護ができるように対応していきたいと考えています。

以上です。

○田中委員　ありがとうございます。

まず、一番最初に聞いた、行きたくない、自由がない、保護しないといけない、よく私どもも研修で、こどもアドボカシー、こども真ん中で周りで大人が支えていると。今の状況を聞くと、我々大人が保護という名の下に、こどもの自由を奪い取ってしまっている。多く傷ついたこども、だけども親とは離れたくない、幾ら虐待をした親といえども、親は親というふうにこどもは思っていると思うのですね。その中で、ですから、今考えて欲しいのは、一時保護で、今所長さんが言っていたように、一時保護所の定員を6名サテライトで増やしましたというけども、この虐待件数から見て36名や40名で足りるかというところなのですね。

そのために里親というものがいて、そこで何とかできませんかと。大阪市の場合ちょっと聞くと、里親でない方にも預けて見てもらっているというところも聞きます。ですから、本当にこどものことを考えるのであれば、里親さんにもっと委託をしたりとか、そういう一時保護を受け入れてくれるような親御さん、研修を受けさせて一時保護的な措置が取れるような方を増やすとか、里親までは無理だけども、こどものことは何とか助けたいな、一時的なところやったら協力してもいいかなというのは、私ずっと外回って営業に行っているのですが、そのときに里親です、里親なりませんかという話をしたときに、いや興味あるんです、でも難しいでしょう、いやいや、養育で短い期間でもいいんですよ、それやったらなという方もたくさんいらっしゃったのですね。そういったときに一時保護的な里親さん、一時保護だけでもいいです、見てくれませんか。

要は、何をしたいかといったら、例えばこどもを学校へ行かすために校区が変わってしまったら行けないわけですよ。その校区にいる里親さんとこで一時保護をしてくれれば、その学校へ行くこともできるのです、友達と会うこともできるのですよね、こどもの自由を奪うことなく。だから、そういう一時保護を見てやってくれるという里親さんも増やしてほしいというのが1点です。そうしないと、本当にこどもというのは助からないし。

それともう一つは、いろんな研修で、親御さんの研修とか、今言われたような支援センターがありますよと言うけど、全然伝わっていないのですよね。分からない、どこに行っているのか。今の親御さんの年代見ると、だんだんだんだん低年齢化している若い親御さんもいるわけです。じゃ、その親御さんが見るSNSって何、動画って何ですか、T i k T o kですよ。ユーチューブなんかこの頃見ないですよ。じゃ、そういうところに配信して、もっと情報をやっていかないといけませんし、どう興味を持ってもらうか。せっかくいいものを皆さんで作り上げていっているのに、そのつくり上げたものが活かされていないわけですよ。

それをどう取り組むかというのも、例えば、民間の企業は自分たちのことを知ってもらうのにいろんな取組をしているのです。そういう人たちを逆に集めて、この堺市をこうやっていきたいのですが、皆さん、案はないですかとか、子どもを守るためにどうですかとか、あともう一つは企業に出前講座をすることですね、企業に対して。その中でも、シングルマザーで苦しんでいる親御さんも絶対いるのです。

ついこの間、私、追手門大学の大学の先生が、そういうシングルマザーとか生活困窮者に対しての住居をどう手当てしていくかとか、そういう問題を研究されている先生とお話したときに、シングルマザーが里親のことを言ったら、その先生、堺市に住んでおられる先生なのですが、取られるというふうに思っているらしいのですね。取られるというふうに思っているから、だから、じゃ、それやったら先生、里親のネーミングも変えてみたほうがいいですよ、預けやすいパターンにした方がいいですよ。結局そこで、夏休みに私は仕事行かないといけない、企業は理解してくれない、子どもを預ける先がない、だんだんだんだん不満がたまってくるわけですよ、生活何とかせないかんから。そしたら、そのときに起こるのが虐待になってしまうのですよね。身体的な虐待ではなく、心の虐待、言葉の暴力ですよ。

だから、そういったところをもっと、せっかく皆さんがお集まりになって、いい知恵を出されておられるので、何かもうちょっと活用方法を考えていただいたらいいですねというのは、私の要望であり、お願いしたい。兵庫県の会長さんとお話したときに、兵庫県は里親さんを募集するために出前講座をしています。193会場で、兵庫県も広いですから、やりました。いや、それどうやってやっているのですか。企業に全部事務局なりが電話して、どうですか、里親制度を知りませんか、知りませんか、知りませんかというところで、行かせてもらっていると。ですから、逆に堺市のほうからもっとそういう支援機関を通じて、例えばそういう虐待防止についての啓発ということで講座を開きませんか、こんなことで悩んでませんか、そういうときはこういうところが相談あるのですよというものをやっていただいたら、まず一つは減っていくのかなというふうに私は思っています。ぜひ、そのあたりの取組をやっていただければ。要望みたいなどころもありまして、申し訳ないですが、よろしく願いいたします。

○井上会長　　ありがとうございました。

ほかにご意見等ございますか。お願いします。

○高槻委員　　資料2の中なのですけれども、せっかく堺市が令和7年度から「子ども誰でも通園制度」を始めていますので、一時預かり事業を載せるのであれば、2ページの②の乳幼児

期の支援の中に「こども誰でも通園制度」を入れるべきではないのかなど。就労も問わず定期的に利用し、また保護者支援、相談等々できる事業になっておりますので、ぜひ入れてくれたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（子ども家庭課 立道） ご意見ありがとうございます。資料2のほうに、「こども誰でも通園制度」の記載というふうなご意見ですので、ちょっとまた来年度以降の資料で検討させていただきます。ありがとうございます。

○井上会長 お願いします。

○仲村委員 最後にお話しさせていただくについて、名前言うてませんでしたので、改めて、子ども会の仲村と申します。4点、手短にご報告あるいは感想も含めてお話しさせていただきます。

まずは、AIから児童相談所につながったというご報告を先ほどありましたけども、僕は個人的にChatGPTにはまっています。いろんなこと聞いていろんなことを相談します。例えば、今ChatGPTに虐待を受けている子にどうアドバイスするって聞いたら、非常に細かくどんなふうにしたらいいよということをChatGPTは教えてくれます。これ、こどもたちが皆さんと、我々とつながるツールとしては非常にいいだろうと思うのですが、実は怖いのは、こどもたちとChatGPTの関係がここだけで完結してしまうということが、すごく怖いかなというふうには思います。ぜひともこれお勧めなのですが、ChatGPT、一遍どんなものか使ったことのない方、今日昼飯どこで食べようぐらいのことを聞くところから聞いていくと、非常に便利やし、退屈しのぎにもなるので、活用されてみたらどうかと思います。これ1点です。

2点目です。居場所というキーワードでお話がありました。子ども会で居場所というキーワードで現状を報告させていただきたいと思います。子ども会、どんどんどんどん加入者が少なくなっていっていますけれども、存在感が薄れてきているのですけれども、中学校が土日にクラブ活動がなくなったというので、子ども会に遊びに来ているという報告を受けました。ごく最近受けました。それでいうと、中学生の居場所の1つになったという意味では、存在感が深まったのかなとは思いますが、ただ、子ども会の在り方としましては、それこそ居場所のない、楽しいことのない、やることのないこどもたちの居場所としての存在というものが本来あってしかるべきなのかなとは思いますが、全くそういう役割を果たせておりません。なぜならば、正直申し上げると、子ども会に来ている親子関係というのは、非常に良好な親子関係の家

庭の方たちが子ども会に来ているという現状があるからです。これ、報告として申し上げておきます。

3つ目、母子分離不安に関してちょっと中途半端でしたので、補足させていただきます。釈迦に説法か分かりませんが、母子分離不安というのは、具体的に言うと、虐待されることによって、学校に行っている間にお母さんがいなくなってしまうのではないかという不安から、学校に行けなくなってしまうという現象です。実は数は、いずれにいたしましても、虐待と不登校というものは切っても切れない関係にあるということだけは知っておいていただきたいなというふうに思います。

最後です。客観的な状況の報告やら活動の報告をいただきましたが、西区のご報告であったかな、幾つか感じましたというご報告がありました。実はこれ、2年前に申し上げたのですが、一番聞きたいのはここです。客観的なご報告もちろん結構なのですが、現場で、最前線で活躍されている皆さんの感じたことを、ぜひともご報告いただきたいなというふうに思います。それに関して言うならば、この会議では各分野で活躍されている、僕ら全く知らないことを情報として教えていただきたい、田中さんのお話なんかどっぶり聞きたいなと思います。全く僕ら知らないことなんでね。それで言うならば、この会議の形式としては、この会議の形式もよく分かりませんが、ワールドカフェ形式のような感じで、それぞれが忌憚のない意見を交わし合うような、皆さんのお話を聞いていただけるような形式になってもいいのかなとは思っていますので、軽くご検討いただけたらと思います。

以上です。

○井上会長　ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○川端委員　中学校です。浜寺中学校の川端です。

共同親権に関する事でちょっとお尋ねしたいのですが、これまで結構中学校、小学校もそうやったように、情報というのは教えていただけないのですね。保護者から離婚しましたとか、親権者は私ですということがなければ、入ってくる情報はない。問い合わせたらどこまで教えていただけるものなのか。これ共同親権です、結構さっきもDVであったり虐待の場合であるとパートナーに教えてほしくない、居場所すらも教えてほしくないというのは現在もよくあることです。ですので、そういったところの対応というのは非常に難しくなってくるかなというところを心配しております。どこまで、またその共同親権者に対して情報を教えていいもの

なのか。また、その状況になっているという、この情報がない限りそれも判断できないというところになってくるので、その辺のところをどういうふうになるのか教えていただきたい。あるいは、この情報というのはどの団体まで共有できることなのか。例えば、学校でありますと民生委員さんであったりとか、そういったところの情報、地域であったりとか共有してもよいものなのかというところを教えていただけたらなと思います。

○事務局（子ども家庭課 立道） 共同親権の施行に関しては、来年の4月からということで、今時点で国のほうでも様々検討会が行われておりまして、ホームページなどでQ&A行政向けとか、Q&Aが出てございます。その内容を私も十分理解できていないのですけれども、またそういったQ&Aが一つ参考になるかなというのがあるのですが、ざっと見た限りではちょっと抽象的な表現にとどまっております、本当に我々含めて現場の実務レベルみたいなことまでいきますと、今のような一つ一つの出来事においてどう対応するのかというのが、共同親権になったからどう変わるんだろうみたいなところというのが、ちょっとまだよく分からないところがありまして、恐らくこれは、法務省からは共同親権ということで概略が示されておりますけれども、恐らくそれぞれの所管省庁から、今後具体的な通知なり、そういった対応の考え方みたいなものが、もう少し詳しくお示しされるのではないかなというふうに理解してございます。ちょっとそういったところを、また注視していただくというふうなところになるかなというふうに理解してございます。

以上です。

○井上会長 お願いします。

○大江委員 よろしいでしょうか。弁護士の大江です。

今のご質問に対して、具体的にどうなるというところまでは難しいのですけれども、Q&Aなどを見ていると、学校とか教育委員会というのは、親権や監護権に関する情報を知り得る立場ではない、その情報を得られる立場ではないというところは、今までと同じです。その中で、これまでも同居親に親権や監護権があるという推定の中で、手続を行ってこられたと思いますので、今後もそこは変わらないんじゃないかなというふうに言われております。今後、同様の推定の下に各種手続進めていただくということは、改正法の趣旨に反するものではないという書き方もされているところですので、今までとあまりそこは変わらないと思ってご対応いただければと思います。

ただ、保護者等から監護権、親権についても定めているんだというような申告があった場合

というのは、そこは新しい、改正法が出てくるところではありますので、それがあった場合に、その申告に基づいて適切に対応していかなければいけないというのが、今回の改正で変わってくるころなのかなと思います。そのあたりは、また今後、通知とかで出てくるのか、実務の運用の中で積み重なっていくのかというところなのかなと思いますので、あまり共同親権になったからすごく変わるんだというよりは、共同親権だという申告があったときにどう対応しようというのをお気軽に相談いただきながら、対応いただくというのがよいのかなというふうに思います。

以上です。

○井上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

お時間も参りましたので、そろそろということでございます。皆様、様々なお立場でのご意見、それから取組、課題等ご報告をいただきました。ありがとうございます。今後もこちらにお集まりの機関はもちろんのこと、様々な人、多様な機関が連携、協力していくことが必要だと考えております。これからも関係機関の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和7年度堺市要保護児童対策地域協議会代表者会議を終了します。議事の進行にご協力いただき、ありがとうございます。

進行を事務局に返します。

○事務局（子ども家庭課 立道） ありがとうございます。

児童虐待の対応に関しまして、地域の連携、関係機関のネットワークが非常に重要であると認識してございます。それを支えていただいている関係機関や団体の皆様方には、改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げます。これからも全てのこども、若者が将来に希望を持ち、安心して自分らしく成長できる社会の実現に向けまして、全力を挙げて児童虐待防止に取り組んでまいります。

本日は、長時間にわたり誠にありがとうございました。

以上